

所得税・市県民税の申告はお早めに！

正しい申告と納税にご協力ください

■申告書は自分で書いて郵送を
申告期間中、申告相談会場は大変
混雑します。

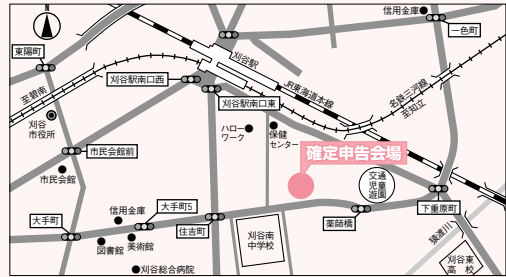
国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、所得税の確定申告書を簡単に作成することができます。ここで作成した申告書をカラー印刷し、必要書類を添付すれば、そのまま税務署へ提出することができます。確定申告書A様式、B様式のどちらも利用できますが、分離課税など申告内容によっては利用できない場合があります。

また、市役所では、年末調整を終えて医療費控除の申告をする人の確定申告書（還付申告書）の書き方説明会を開催します。詳しくは、本紙前号12ページをご覧ください。

なお、ご自身で作成した申告書は郵送でも提出できます。刈谷税務署（〒481-8523 刈谷市神明町3丁目501番地）へ郵送してください。
※市県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

刈谷税務署の確定申告会場は 昨年と同様「J A あいち中央刈谷支店」

- 開設期間 2月2日(月)～3月15日(月)（土・日曜日、祝日を除く）
※ただし、2月22日(水)、29日(水)は開設します。
- 開設時間 午前9時～午後5時
※開場は午前8時45分です。なお、正午から午後1時までには休憩時間となっています。
※混雑の状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。
- 会場地図 右図のとおり



出張申告相談会場、市役所相談会場の日程など

- 開設期間 下表のとおり
- 開設時間 午前9時～正午、午後1時～4時

月 日	会 場	対 象 地 区
1月27日(火)	南部公民館	東端・城ヶ入
1月28日(水)	南部公民館	和泉・根崎・石井
1月29日(木)	安祥公民館	上条・西尾・東尾・河野・古井・東新・浜富・法連・東明
1月30日(金)	東部公民館	新田・弁天・新明・三別・平貴
2月2日(月)	※J A 桜井支店	桜井・藤野
2月3日(火)	西部公民館	箕輪・福釜
2月4日(水)	西部公民館	高棚・榎前
2月5日(木)	北部公民館	里・浜屋
2月6日(金)	北部公民館	橋目・柿碕・尾崎・宇頭茶屋・東栄・今本
2月9日(月)	※J A 桜井支店	小川・東・姫小川・野寺・寺領・木戸・藤井
2月10日(火)	作野公民館	今池・住吉・篠目・井杭山・池浦
2月13日(金)	二本木公民館	二本木・美園・緑・二本木新
2月16日(月)～3月15日(月) (土・日曜日を除く)	市役所大会議室 (本庁舎3階)	市内全域

※J A 桜井支店＝あいち中央農協の旧桜井南支店
※市役所での受け付けは2月16日(月)からですので、お間違いのないようお願いします。

- 出張申告相談会場及び市役所会場では、次の申告ができません。
該当する人は、「J A あいち中央刈谷支店」会場へお出かけください。
①営業等所得、農業所得（お知らせ額の人を除く）、不動産所得がある場合
②住宅借入金等特別控除を申告する場合
③土地、家屋、株式などの譲渡所得がある場合
④贈与税、相続税、消費税を申告する場合
- 出張申告相談会場及び市役所会場で確定申告をする人へ
申告書の第2表（申告書右側）をご自身で記入していただきます。
記入を終えた人から順に番号札を配り、受け付けを行います。

■申告が必要な人は？

- ①営業、農業、その他の事業所得があった人
- ②家賃、地代などの所得があった人
- ③給与のほかに所得があった人
- ④2か所以上からの給与を受け取った人
- ⑤生命保険契約などに基づく満期及び解約などの所得があった人
- ⑥株式などの配当所得があった人
- ⑦所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取った人
- ⑧土地、建物などの譲渡所得があった人
- ⑨公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受けようとする人
- ⑩そのほか前記以外の所得があった人

■申告書を1月下旬に発送

昨年の状況に基づき、申告が必要

と思われる人へ1月下旬に申告書をお送りします。

もし届かない場合は、申告相談会場か市税課（所得税の確定申告書については刈谷税務署）でお受け取りください。なお、給与所得者で還付申告の場合は、申告書を送っていません。

※国税庁ホームページから申告書を取得することもできます。

■申告に必要なものは？

- ①申告書（事前に郵送された人は忘れずにお持ちください）
- ②収入金額のわかるもの（源泉徴収票など）
- ③生命保険・損害保険の支払証明書
- ④所得から差し引かれる社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など）の支払金額がわかるもの

⑤配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入があるときはその所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）

- ⑥筆記用具・電卓
- ⑦認め印
- ⑧昨年の申告書の控え

■国民健康保険税・介護保険料の納付額証明、農業所得のお知らせ額は別便で発送

前記の納付額証明書やお知らせ額の通知は、該当する人に、申告書とは別に市役所から直接お送りしますので、申告の際に忘れずにお持ちください。

なお、国民健康保険税と介護保険料（自分で直接納付した人に限る）の納付額証明書の再発行と納付額については国保年金課へ、農業所得のお知らせ額については市税課へそれぞれお知らせ額については市税課へそれ

それぞれお問い合わせください。

国民年金については、市では納付額証明書の発行ができません。申告には領収書、振替通知書などをお持ちください。証明書の発行、納付額については刈谷社会保険事務所国民年金課（☎2111）へお問い合わせください。

ここに記載した内容は、基本的な事項ですので、詳しくは刈谷税務署（☎216211）、市役所市税課、または申告相談会場でお尋ねください。

また、市役所会場は特に混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお出かけください。車でお越しの場合は、市役所西会館（旧婦人会館）周辺または市役所正面（ダイエー跡地）の駐車場をご利用ください。

ホームページのご利用を

国税庁ホームページには、確定申告書を作成する「所得税の確定申告書作成コーナー」や税の相談にお答えする「タックスアンサー」などを開設し情報の提供をしていますのでご利用ください。

- 国税庁
<http://www.nta.go.jp>
- タックスアンサー
<http://www.taxanser.nta.go.jp>

- 刈谷税務署
<http://www.nagoya.nta.go.jp/kariya>

広域還付申告センター開設

音声案内に従って画面（タッチパネル）を押すだけの簡単な操作で、給与所得者の医療費控除などの還付申告書や年金所得者の確定申告書が作成できます。また、申告書の交付、受け付けも行います。

●とき／ところ

2月2日(月)～10日(火)（土・日曜日を除く）午前9時30分～午後5時（受け付けは午後4時30分まで）／金山総合駅イベント広場

2月12日(水)～20日(金)（土・日曜日を除く）午前9時30分～午後5時（受け付けは午後4時30分まで）／金山南ビル1階（金山総合駅南口横）

●利用できる人

- ①所得が給与のみで次のいずれかの還付申告書を提出する人
 - ・医療費控除の適用を受ける人
 - ・中途退職した人で年末調整を受けていない人
 - ・年末調整漏れの所得控除がある人
 - ・2か所以上からの給与収入がある人

- ②所得が年金のみ、または年金と給与の人
- ③所得税の申告書の交付及び提出を希望する人

※利用できるのは平成15年分のみです。

詳しくは名古屋国税局のホームページ（<http://www.nagoya.nta.go.jp>）、または名古屋国税局個人課税課（☎052(951)3511）へお問い合わせください。